

Q&A（よくある質問）

質問内容・回答内容	
Q 1	具体的にどのような犯罪行為が対象となりますか？
A	<p>人の生命・身体を害する罪にあたる行為で、主なものとして殺人、強盗致傷、傷害等が該当します。</p> <p>※ 空き巣や特殊詐欺、窃盗等の「財産に対する被害」、またはインターネットやSNS等における誹謗中傷などの「名誉に対する被害」などの被害者は対象となりません。</p> <p>※ この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、「過失による交通事故」は対象となりません。 ただし、「危険運転致死傷罪」にあたる場合は支給対象となります。</p>
Q 2	我孫子市民ですが、犯罪被害を受けた場所が我孫子市外でも見舞金等の対象になりますか？
A	<p>犯罪被害に遭われたときに、我孫子市の住民基本台帳に登録されている方であれば対象となります。</p> <p>※ 住民基本台帳に登録をせずに、ただ我孫子市内に住んでいた場合は、対象外となります。</p> <p>※ 犯罪被害の場所は国内であれば我孫子市内であるかどうかは問いません。</p>
Q 3	外国人の場合でも、犯罪被害支援金の申請をすることができますか？
A	<p>外国人（外国籍）であっても被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた方（我孫子市に住民基本台帳に登録されている方）については支給の対象となります。</p> <p>※ ただし、不法滞在の場合は、原則として、住所を有しているとはいえないため制度の適用を受けることはできません。 また、日本国内に居住する外国人が犯罪被害で死亡し、その遺族が外国籍を有し、かつ、外国に住所を有している場合には、制度の適用を受けることはできないので注意が必要です。</p>

Q 4	犯罪被害の後に、我孫子市外へ転居した場合でも支給対象になりますか？
A	犯罪被害に遭われたときに、我孫子市に住民基本台帳に登録されている方であれば対象となります。
Q 5	犯罪被害を受けた者が我孫子市民であれば、その遺族は、我孫子市民ではなくても、遺族見舞金の支給対象となりますか？
A	遺族見舞金は、ご遺族（第1順位の遺族）が住民基本台帳に登録されている方でない場合は、対象外となります。 犯罪行為発生時に我孫子市に住民基本台帳に登録されている方であれば、支給対象となります。 ※ 住民基本台帳に登録をせずに、ただ我孫子市内に住んでいた場合は、対象外となります。
Q 6	やむを得ない事情で住民登録せずに我孫子市に居住していた場合は？
A	配偶者からの暴力（DV）を受けて避難していた場合など、 <u>やむを得ない事情で住民登録せずに我孫子市に居住していた場合は</u> 、我孫子市に居住していたことを客観的に確認できる場合、見舞金の支給を受けることができます。
Q 7	犯罪行為の事実はどのように確認するのですか
A	申請者の同意に基づき、事件捜査を担当する警察等に犯罪行為の認知に関する照会を行い、確認します。
Q 8	私の夫は、先月、仕事中に突然暴漢に襲われ殺害されました。労働災害の認定を受け補償を受けましたが、傷害見舞金の申請はできますか？
A	申請できます。
Q 9	私は、先月、仕事から帰宅途中ひたたくり被害に遭いましたが、その際、転倒して全治一週間の怪我を負わされ治療を受けました。 犯人は捕まっていません。傷害見舞金の申請はできますか？
A	全治一週間の怪我の場合は、申請はできません。 要件は、犯罪行為によって 全治1か月以上3か月未満の負傷の場合は、5万円、 全治3か月以上の負傷の場合は、10万円 の見舞金が支給される可能性があります。

Q10	代理の申請は可能ですか？
A	<p>申請者となる第1順位のご遺族や犯罪被害者の方が、未成年者である、意識不明の状態であるなど、やむを得ない理由により申請手続きができない場合は、親族等による代理申請が可能です。</p> <p>※ <u>ただし、見舞金の支給先（振込先口座の名義）は申請者本人のものに限られます。</u></p>
Q11	私の夫は5年ほど前、酔っぱらって喧嘩をし、相手にナイフで刺されて亡くなりました。今からでも申請できますか？
A	<p>申請期限は次のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該犯罪被害の発生を知った日から2年以内 2. 当該犯罪被害が発生した日から7年以内 <p>※ 申請は、犯罪被害を知った日から2年を経過したとき又は被害が発生した日から7年を経過したときは、申請をすることができません。</p>
Q12	見舞金を受け取った被害者が、当該犯罪行為を原因として死亡した場合、同一世帯の遺族に遺族見舞金は支給されますか？
A	<p>見舞金の対象者が同一世帯において複数いる場合や、同じ方が複数の給付を受けることになる場合は、給付金額の上限は30万円となります。</p> <p>※ <u>すでに受け取った見舞金額が上記の上限に達していない場合は、遺族見舞金が支給されます。</u></p>
Q13	見舞金等の対象になる犯罪被害があれば、支給を受けることができますか？（見舞金等の対象外となる場合はどのようなときですか？）
A	<p>＜対象外となる場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪行為発生時に、被害者または見舞金等の申請者と加害者との間に親族関係（配偶者等の関係（事実婚・パートナーシップの関係を含む）、直系血族等の関係）があったとき ● 被害者または見舞金等の申請者に、当該犯罪行為を誘発する行為、責めに帰すべき行為があったとき ● 被害者または見舞金等の申請者が、暴力団員や暴力団関係者であったとき

	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者または見舞金等の申請者と加害者との関係や、その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。
Q14	遺族見舞金の支給対象となる『遺族』とはだれを指すのですか？
Q15	私の姉が殺人被害に遭いました。遺族なら誰でも遺族見舞金を受けることができますか？
	<p>遺族見舞金は、ご遺族のうち、下記の範囲及び順位により第1順位となる方が支給対象となります。</p> <p>第1順位遺族となる方が複数名いる場合には、代表者1名が支給対象となります。</p> <p><遺族の範囲及び順位> ※ご遺族のうち○内の数字が最も小さい方が第1順位となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人も含まれる)が第一順位遺族となります。 2. 犯罪被害者の収入によって生計を維持されていた犯罪被害者の ②子、③父母(養父母が先順位)、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 3. 上記に該当しない犯罪被害者と生計維持関係のない ⑦子、⑧父母(養父母が先順位)、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹の順です。
Q16	転居費用助成金の対象経費は？
A	<p>実際に新たな住居に転居するときに要した費用のうち次に該当するもので、引越事業者や不動産事業者等に支払ったものになります。</p> <p>※ 家財等の運送及び荷造等のサービスに係る費用 ※ 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、家賃（入居月、翌月）等</p>